

自動車を使用しなければ移動が著しく困難である職員が公務のため旅行
する場合における旅費の支給に関する要綱

平成 2 年 7 月 1 8 日
2 川 総 労 第 8 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市旅費支給条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 2 1 号。以下「条例」という。）第 1 7 条の規定に基づき、自動車を使用しなければ移動が著しく困難である職員が公務のため旅行する場合における旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 この要綱の対象者は、自動車を使用しなければ通勤が著しく困難な職員で、かつ、自動車を使用しなければ通勤以外の移動も著しく困難な職員をいう。

(旅費)

第 3 条 前条に規定する者が公務のため自動車（公車及び交通機関以外の自動車をいう。）により旅行を命じられた場合には、条例に基づき旅費を支給する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。